

■平成12年4月1日～平成16年3月31日までの間に退職した方

※生年月日により、第2標準年金および第3標準年金の支給期間（保証期間）が異なります。
 ※生年月日が「昭和18年4月2日生まれ以降」の方が、56歳以上で退職し、支給開始年齢を満60歳で選択した場合は満60歳から減額支給されています。
 ※年金の支払いは後払いです。支払月の前月分までを年金額により次のように支払います。
 [年金額9万円以上：偶数月、6万円以上9万円未満：2月・6月・10月、3万円以上6万円未満：6月・12月、3万円未満：6月]

生年月日	支給開始年齢	支給開始時期	保証期間		
			第1標準年金	第2標準年金	第3標準年金
昭和18年4月1日生まれまで	満60歳	満60歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間満了で支給が終了します。 	
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	満62歳	満62歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から13年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間満了で支給が終了します。 	
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	満63歳	満63歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から12年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間満了で支給が終了します。 	
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	満64歳	満64歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から11年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間満了で支給が終了します。 	
昭和24年4月2日生まれ以降	満65歳	満65歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から10年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間満了で支給が終了します。 	